

畳類に関する公正競争規約の検討状況説明会 質疑応答まとめ

※本回答は、平成26年10月10日現在の畳類の表示に関する公正競争規及び施行規則(案)と畳類公正取引協議会会則(案)に基づいており、今後の検討の過程で変更の可能性があることご了承下さい。

畳類公正競争規約作成連絡会

ID	分野	意見・質問の集約	回答
1	規約	・畳表の国内需要は国産だけでは賅えない現実の中では、中国産も良いものがあり、その上で国産がさらに良いとの訴求が業界で必要。	・もっともなご指摘と思います。国産・中国産それぞれの特色を良く説明し、消費者の正しいご理解を得ながらの営業をお願いします。
2	規約	・どのような表示が不当表示にあたるのか。	・規約に違反する表示が全て対象です。産地等の偽装表示はもちろんですが、二重価格の場合の自店旧価格や、おとり価格での安値価格など、合理的な根拠がない表示は対象になります。
3	規約	・極端に安価な価格表示(例:畳1帖2,500円等)の表示は、公正競争協議会に加入していない業者も取締対象となるか。	・協議会に加入・未加入に関わらず、景品表示法による不当表示が確認されれば、処罰の対象になります。
4	規約	・化学表、和紙表を規約の対象にして欲しい(2件)	・化学表、和紙表も規約の対象と致しました。
5	規約	・13mm以下の薄畳も規約の対象範囲にして欲しい(3件) ・JIS規格外の厚さの畳については、表示義務はないのか。(1件) ・JIS規格外の厚さの畳の名称を“畳様のもの”では判りにくいので、再検討して欲しい。	・厚さに関しては、12mm以上を対象に致しました。 ・名称は、厚さにより55mm以上60mm以下は「畳」、12mm以上55mm未満は「薄畳」と致します。
6	規約	・ホームセンター等で販売されている8mm程度の置き畳も対象範囲とした方がよいのでは(1件)	・ホームセンターで扱う畳を加えると対象が大きくなり混雑が予想されます。そのため畳店が生産販売若しくは取り扱う畳(規約で定めたもの)を対象に致しました。
7	規約	・工務店等から畳の厚みに関し個別の要望をうけると負担が大きいため、規約による規格化をして欲しい。	・公正競争規約は、畳類の表示に関する事項を定めるものです。このため、畳類の規格化は規約に定める範囲に含まれないと考えています。
8	規約	・厚さを基準に規約の対象となる畳の定義付けをしているが、厚さ以外の部分の定義が曖昧ではないか。	・畳の定義については、畳の厚さを基準にJISの規定に準じて、「畳」と「薄畳」に分類し定義しています。 ・畳の定義は様々な意見がありますが、圧着畳等も普及しつつあることや業界代表者の意見を踏まえて検討しております。
9	規約	・置き畳、インテリア系の畳は、規約の対象となるのか。(2件)	・いわゆる置き畳については規約の対象外とする方向で検討しております。
10	規約	・規約対象に貼付畳を含むとあるが、圧着、床への貼付等の細かい規定はきまっているのか。(2件)	・畳床に畳表を縁付き、縁無しで仕上げたものが規約の対象になります。床に貼り付けたものは規約の対象外となります。
11	規約	・タッカー止めは認めるのか。	・タッカー止めを奨励するものではありませんが、現時点では、平刺し(特殊な工例を除き)以外は畳の厚さに対する針足の長さを十分に考慮した上での使用を認めることを検討しています。
12	規約	・普通の染土で泥染した畳表は、「未加工農産物」に該当すると覆われるが、未加工の自然物故の色合い等のクレームに関する免責事項や対処マニュアルが必要ではないか。	・未加工農産物に対するクレームの免責事項については、検討会で議論しておりません。また、規約で定める範囲には含まれないと考えています。
13	規約	・畳表の輸入者の定義は、税関への申告者になるのか。	・輸入者の定義は実質的に輸入の責任を持っている者としております。一般的に委託輸入をしている例も多々あるため、必ずしも税関に申告している者にならない場合もあると考えています。
14	規約	・チラシ等への表示事項について、記載必要事項と記載禁止事項はどのようになっているか。	・表示については、不当なチラシ業者が問題になっていたことから、規約第6条、第11条、12条で不当表示やおとり表示を禁止しています。 ・特定用語を除き、畳のランク付けは事業者の判断により根拠を持った上で表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示をしてはイケません。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
15	規約	・二重価格表示の「市価」の「同一地域の相当数の事業者の実際の販売価格」とは、どの程度の範囲の地域なのか。また「市価」がわからない場合はどうすればよいのか。	・他店の販売価格が把握できない場合には、広告に市価を表示することができません。
16	規約	・商品説明書にJAS格付、畳製造技能士、製造管理責任者の有無の表示欄があるが、これらの項目が「無」の表示となる場合は、逆に畳店の信用低下につながってしまうのでは。(2件)	・畳の多くは受注生産であり品質管理・技能水準により製品に差が生じます。これらの資格は消費者が目で見える情報です。商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)には消費者の商品選択に資する事項を明記することになることをご理解ください。 また、技能士は施工又は施工管理することを想定しています。なお、技能士資格・製造工程管理責任者(品質管理責任者)は誰でも資格取得が可能です。
17	規約	・商品説明書に一級技能士(や製造工程管理責任者)の資格を記載すると、記載された技能士もしくは責任者がクレーム等トラブル発生時に責任を負わされることにならないか。	・クレームの種類にもよりますが、基本的には畳類を製造納品した事業者が責任を負うこととなります。個人が負うことはないと考えています。
18	規約	・商品説明書に一級技能士や品質管理責任者の記載欄があるが、有資格者が1人の場合でも全て有資格者が製作したかのような誤解を与えるのでは。記載欄あり、なしの2種類の書式を用意するなど、誤解を与えない表示方法を検討して欲しい(2件)	・各事業所に一人以上一級技能士・品質管理責任者が居て製造管理を行っていただければ表示可能とする方向で検討しています。 また、商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の書式は1種類で考えています。
19	規約	・「製造工程管理責任者」とは何か。	・現在検討中の規約第4条(定義)第5項に定義されており、「製造工程管理責任者」と「品質管理責任者」が該当します。 「製造工程管理責任者」は9日間講習と試験に合格した国家資格です。 「品質管理責任者」は、国家資格ではありませんが、日本規格協会が認めた正式な資格です。
20	規約	・粗悪品でも公正マークを表示可能にすると、消費者に高品質なものと誤解を与えないか。	・公正マークは公平な競争と公正な取引や表示内容を証明するマークであって、商品のグレードを証明するものではありません。規約発効を契機に畳業界が真に消費者に信頼される業界になることが重要です。粗悪製品の納品は受注製造、納品した業者に責任がある訳ですから、胸を張って納品できる商品提供に努めましょう。
21	規約	・規約成立後に畳店が具体的に何をすれば良いのか示して欲しい。(2件)	・畳店は、適正な情報の表示と、取引情報の記録が義務化されます。具体的には、畳1枚1枚へ証紙の貼付、納品毎の商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の発行、書類等の5年間の保存、工務店やお客様への商品説明等が必要となります。
22	規約	・出荷証明書や証紙は、(ユーザーが求めている場合も)必ず提出や貼付しなければならないのか。	・お客様の希望に関わらず、協議会加入者は①業者間の取引においては出荷証明書の発行を、②消費者への畳の納品においては証紙貼付や商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の発行を、しなければなりません。
23	規約	・国産の畳表の出荷証明書に出荷年月日の項目がないのは何故か。	・国産畳表のロット番号内に出荷年月日が含まれているためです。
24	規約	・製品への証紙の貼付方法は。(2件) (貼付者は誰になるのか、畳1枚1枚に貼付が必要か)	・現在検討中の案では、証紙は、畳類を販売する畳店が貼ることとなります。また、証紙は畳の裏面に1枚づつ貼付することとしています。
25	規約	・商品説明書には発行年月日を入れるべき。 ・商品説明書ではなく、納入証明書とするべき。	・ブロック説明会資料の商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)には発行年月日が入っていませんでしたが、実際の納入仕様書には年月日が入る予定となっています。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
26	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の畳店、高齢の畳店やFAXの無い畳店もあり、必要な事務処理(帳簿の記録、商品説明書の作成)については簡易化して欲しい。(4件) ・畳店の作業負担の軽減のためにも商品説明書に出荷証明書をシールで添付したり、出荷証明書への追記等で対応できるようにして欲しい。 ・必要な事務処理(帳簿の記録、商品説明書の作成)の大変さが、業界の皆さんにきちんと伝わっていないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・極力手間のかからないように商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の記載内容や書式を見直した上で、出荷証明書の内容を納入仕様書に転記する方法を検討しています。 ・畳店に過度な負担がかからないように検討は行いますが、消費者保護のためにも、業界全体で責任ある行動をお願いします。 ・在庫管理(記帳)は負担が大きいのと思いますが、トレーサビリティができる仕組みとして必要ですのでご理解願います。
27	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・畳店名で商品説明書を発行すると、仮に材料に原因があった場合でも、問題発生時には畳店が責任を負われないかが心配である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者として仕入れ時における確認は必要であり、基本的には販売者が責任を負うこととなりますが、材料に原因がある場合は規約に基づきトレースすることにより原因を究明し、原因となった業者が責任を負うこととなります。 ・ただし、訴訟問題までになる畳に関する問題はこれまであまりなく、製作者等の表示によりむしろトラブル回避につながるものと考えられます。
28	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・(規約成立後の、畳店が畳に関する情報を表示する際の)表示の仕方はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品(畳)には1枚毎に証紙を貼付するとともに、1物件につき1枚(ただし、商品内容が異なる場合はその内容に応じた枚数の)商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)を発行することとなります。
29	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・商品説明書は通常は1物件に1枚だと思いが、異なるロットや異なる産地(国産と中国産等)の畳表を用いた畳を納入する場合の商品説明書はどのようになるのか。(2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ現場に複数の種類の畳表が納入される場合は、それぞれの内容を説明した複数の商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)が必要と考えます。 ・ただ、納入仕様書の記載項目が同じである複数の畳表を用いた畳を納品した場合は、納品書に使用した畳表の情報を全て明記したうえで、1枚のみの発行に済ませることは可能となります。
30	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・商品説明書に関して、不動産関係、例えばアパートの現場に1件毎に発行したらかなりの発行数になるが、発行は必要か。 ・また、賃貸物件への納入時にも商品説明書は必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要であり、賃貸物件の場合は商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)は不動産業者に対し発行することとなります。
31	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・仏壇の公正競争規約の例では、販売の前に明細を提示することとなっているようだが、畳の場合はどうか。明細を先に提示する場合、後々製造者が途中で変わったときなど、問題が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に取りかかる前に、消費者に見積や申し合わせ事項などの情報を提示し、その上で受注するのが理想です。規約案では、施工前に消費者に示すよう努めなければならぬと規定しています。
32	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・畳の商品説明書の順番は、最初に畳の製造者等に関する情報が書かれるべきで、その次に畳表、畳床の順とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の形式は、消費者にとって分かりやすいものになるよう検討していきます。
33	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、防虫用不織布や竹炭シートなど各種シートが使用されているが、商品説明書にそれらの記載は必要ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種シート等に関しては対応を検討します。
34	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・(出荷証明書や商品説明書へ記載した)使用薬剤が原因で、消費者に被害が発生した場合には、誰が責任を負うのか。 ・残留農薬に関する検査結果も表示項目に加えて欲しい。 ・使用薬剤の記載方法はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題発生時の責任は基本的には販売者が負うこととなりますが、材料に原因がある場合は規約に基づきトレースすることにより原因を究明し、原因となった業者が責任を負うこととなります。 ・トラブル回避の観点からも、表面加工してある場合はきちんとした表示が必要となります。 ・残留農薬検査に関しては基本的には任意であり、事業社が必要に応じその内容を記載した書類を添付して行うべきと考えております。
35	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・泥染は表面加工にあたるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、泥染は薬品等を入れない限り表面加工には該当しないと考えております。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
36	規約	<ul style="list-style-type: none"> 商品説明書の畳の欄に表面加工があるが、畳表の欄が適切ではないか。また、表面加工の有無の表示があっても、それが良いのか悪いのか等がわかりにくい。 商品説明書の畳の欄にJAS格付があるが、畳表の欄が適切ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 畳の欄の表面加工は、畳店で行う防かび加工等の有無なので、畳の欄に記載しています。 また、表面加工は様々な目的に応じて実施しており、良し悪しの判断ができるものではないので、消費者に対して説明できるようにしておく必要があります。 JAS格付けの有無に関する事項については、JASの規定による表示が別にありますので、削除を検討しています。
37	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳床の出荷証明書に、稲わらの産地表示が必要では。(東日本大震災後、消費者から聞かれることが多い) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場合は個々で別記記載の上、添付してください。
38	規約	<ul style="list-style-type: none"> 国産表に関しては、偽装防止に向けてQRコード付きタグ等の取組がされているので、新たなトレースの仕組みは不要ではないか。(2件) 	<ul style="list-style-type: none"> 熊本の産地では、7割程度の生産者がQRコード付きタグに参加しており、国産表の偽装防止に関する有力な手段の一つとなっています。ただし、QRコード付きタグのみでは、畳表の品質に関する情報の伝達や問題発生時の流通経路の確認等の面からみて不足があるため、トレーサビリティできる体制づくりを目指しています。
39	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳店が協議会非加盟の材料商から仕入れた場合、商品説明書の作成や公正マークはどうなるのか。(2件) 生産者や流通業者は、協議会非加盟の畳店に出荷証明書を発行する必要はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 規約では、トレーサビリティの仕組みも含めて、正しい情報が表示されることを目指しています。このため、流通段階では、正確にトレースできる情報を伝達する必要があります。また、畳店は、正確にトレースできる情報でなければ公正マークを付けることはできないと考えます。 会員である生産者や流通業者が非会員の畳店に出荷証明書を発行する義務を課すか否かについては、検討中です。
40	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳表で公正マークをとってあるが、畳床で公正マークがない場合、畳には公正マークを表示できないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 畳表・畳床も含め商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)に規約で定める表示を行った場合に、畳類本体に証紙を貼付することとしています。
41	規約	<ul style="list-style-type: none"> 工務店等が元請となり、畳店が下請となった場合、商品説明書はどこが発行するのか。(4件) 	<ul style="list-style-type: none"> 畳店が畳店の名義で元請に対して商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)を発行し、元請に対して納入仕様書を消費者へ適切に渡して欲しい旨を伝える必要があります。元請はその納入仕様書を消費者へ伝えるよう努める必要があります。
42	規約	<ul style="list-style-type: none"> 工務店等が元請となり、畳店が下請となった場合、商品説明書には製造した畳店名と販売した工務店名の両方の記載欄があるべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工務店名は記載せず製造した畳店名と施主名を記載する方向で検討中です。
43	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳店が直接販売する場合と工務店等の下請となる場合で、消費者への販売価格が異なることが多いので、後者については商品説明書には工務店名で発行して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 元請を介する場合に限らず取引条件等の違いから同様の商品でも受注単価が異なることはよくあることです。本規約や商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)には価格に関する規定や価格欄はなく、元請の販売価格まで関与したり責任を負うことはありません。また、(現時点では元請となる工務店等の協議会への参加の意思が不明であり、)納入仕様書は協議会の参加者が発行すべき点から考えても、畳店が発行することが好ましいと考えております。
44	規約	<ul style="list-style-type: none"> 工務店等が元請となり、畳店が下請となった場合、畳店が商品説明書を発行しても、消費者へ適切に伝わらない可能性がある。(4件) 	<ul style="list-style-type: none"> 畳店は、工務店等直接の発注元に商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)を発行し、併せて施主に対し正しい商品情報を伝達する義務があることを元請に対して説明し、施主に商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)が届くように要請してください。 公正競争規約の目的や主旨を工務店等に良く説明することが重要です。(工務店等の利益になることです)その上で施主に良く説明をして頂くよう要請してください。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
45	規約	・元請等から、商品説明書や証紙が不要で、その分価格を下げたいと要求をうけることも想定される。	・公正マークの証紙については、(費用を転嫁の可否に関わらず) 畳店が公正競争規約に基づき適正な表示を行っている事業者であることを表すものとして添付する必要があります。 元請等には、このような主旨を十分説明し、理解を得ていくことが重要です。
46	規約	・出荷証明書(や商品説明書)に、特定用語の「最高級品」「高級品」等の品質のランクに関する記載欄はないのか。	・出荷証明書には特定用語の記載欄はありません。 ・なお、畳表のランク付けの根拠となる業界標準が確立した暁には、商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)にランクの記載が出来るようにすることも検討したいと考えています。
47	規約	・「最高級品」「高級品」の製作を一級技能士に限ることが、消費者や業界のためになるのか疑問である。(2件)	・業界の資質向上、将来的発展の面から、消費者からみて畳店の技術の目安となる国家資格の有無の表示は必要であると考えています。また、技能検定試験制度が始まって50年になりますが、これまでも、これからも受験の機会は平等にあるため、畳店側にとりましても公平な制度であると考えられます。
48	規約	・「最高級品」「高級品」は一級技能士が直接製作する必要があるのか。管理では駄目か。	・1事業所に1人以上の一級技能士が居て、一級技能士により製作もしくは製作管理をしていけばよいこととしております。
49	規約	・「最高級品」「高級品」に関し、元請に一級技能士がおらず、下請に一級技能士がいる場合は表示可能か。	・施行規則では技能士の製作または製作管理となっています。また、元請段階での常駐が必要と考えています。
50	規約	・畳床の特定用語の基準はさだめないのか。 ・新畳など表と床との組合せについては。	・現時点の案では、畳床についての特定用語の案はありません。ただ、JIS規格や素材に関する表示等を別途行うことは可能です。
51	規約	・特定用語に関し、熊本産「ひのさらさ」「ひのさくら」以外の取り扱いはどうなるのか。(沖縄ビーク表、熊本産以外の国内産、海外産、夕凧、ひのはるか、在来等について)(5件)	・現在検討中の規約案では、特定用語は製品としての畳(表替・新畳)の販売にあたり表示する用語です。「ひのさらさ」使用の「最高級品」、「ひのさくら」使用の「高級品」の基準を満たすもの以外は、特定用語を用いることはできないことにしています。これは消費者の誤解を防ぐためです。他品種、他県産・中国産への特定用語の使用については、今後検討していきます。 ・特定用語の使用は規約で限定されたケースのみとご判断してください。特定用語以外の畳のランク付けは事業者の判断により表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示は禁止されております。
52	規約	・畳店で、価格の異なる各商品の品質を消費者に伝えるために、“特上”、“特”、“並”等の言葉を使っているが、規約成立後はこれらは使えなくなるのか。	・特定用語の使用は規約で規定された限定されたケースのみとご判断ください。特定用語以外の畳のランク付けは事業者の判断により表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示は禁止されております。
53	規約	・最高級品、高級品は抽象的な言葉なので、削除して欲しい。	・畳店で最高級品、高級品を表示したいご要望があったため、少なくとも最高級品、高級品と言える条件を検討した経緯があることをご理解ください。
54	規約	・現行の基準で「最高級品」「高級品」を表示したとき、消費者の方々がそれらを求めた場合、(該当する畳表の)数量は全く足りないのでは。	・当初から、ご指摘のご懸念については想定されていません。ただ、速やかなる業界標準を策定し他品種、他県産・中国産にも特定用語が使用できるようにすることにより、特定用語が使用できる畳の流通量を十分なものにして行くことが望まれます。
55	規約	・「最高級品」「高級品」は熊本県の検査を受けたものでないと表示できないのか。 ・五八、本間等のサイズにより基準は異なるが、その扱いはどうなるのか。	・現在の案の「最高級品」「高級品」については、熊本県の検査を受けたものでないと表示できません。 ・なお、現段階では五八、本間等のサイズによる規定は検討していません。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
56	規約	・特定用語は畳表についてしかないのか。	・現時点の案では、例えば「最高級品」については、ひのさらさ(もしくは極)の畳表を用いて、1級技能士の常駐する工場で作成した畳としています。
57	規約	・協議会非加盟の畳店は、中国産でも「最高級品」と表示して問題ないか。	・協議会非加盟の畳店には、規約は適用されません。しかし、「最高級品」という表示を行う場合はその根拠が明らかとなっている必要があると考えられることから、仮に根拠なく表示を行っている場合、消費者庁・公正取引委員会から景品表示法に基づく措置を採られる可能性はあると思われれます。
58	規約	・協議会加盟者を増やすためにも、公正マークが公共事業の受発注の要件となるように働きかけて欲しい。(3件)	・公正マークが公共事業の要件になるかは不明ですが、本規約が成立し畳類の公正マークがある程度普及した段階で、省庁側で検討される可能性はあると思われれます。ただ業界的には、将来的に官公需に対して採用されるように働きかけはしていきたいと思ひます。効果的に周知をすすめるためにも、皆様にご協力をお願いします。
59	規約	・仮に1ロット千枚の畳床の出荷証明書を発行した場合、畳屋がそれをコピー(もしくは転記して)商品説明書を発行するのか。	・畳床については種類、製造者、防虫加工、JIS認証が記載された出荷証明書が一枚毎に貼付される予定です。商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)はその証紙の記載内容のうち必要事項のみ転記して発行することになります。
60	規約	・出荷証明書については、データの電子化にも対応して欲しい。	・出荷証明書は、フォーマットを作る予定です。データの電子化への対応については、検討を予定しています。
61	規約	・出荷証明書は、決められた内容が記載されていれば、書式は自由でよいか。	・出荷証明書の書式は定型とすることを検討しています。
62	規約	・輸入表についてもロット番号で管理できるようにして欲しい。(4件) ・輸入表についても国名だけでなく、産地名表示が必要ではないか。	・輸入表はロット番号管理は行いませんが、納品・仕入れの段階で業者間の管理番号に基づいて管理を行うことを検討しています。
63	規約	・輸入表は出荷単位が百枚、千枚単位と大きいので、出荷単位毎ではなく、もう少し小さい単位でも出荷証明書の発行をして欲しい。	・要検討の重要課題と考えています。
64	規約	・国産品のロット番号は、どこが管理することになるのか。	・原則は生産農家で管理しますが、入札のため市場に出品の場合は市場が管理の協力を行います。市場を通さない相対取引の場合は最初の仕入れ業者が協力することになります。
65	規約	・輸入品についても、QRコード付きタグ又はバーコードを付けられないのか。	・中国産の場合は、現時点では困難と判断しています。
66	規約	・トレーサビリティの信頼性の面、出荷証明書のコピーや転記では不十分であり、出荷証明書現物の添付が必要ではないか。(2件)	・トレーサビリティにおいて、原簿を回す仕組みをとっているのは産業廃棄物のみで、(コピーや転記を含めて)記録をとることによる対応が他産業での通常のやり方です。 ・情報伝達の方法として想定されるのは、コピーか、全て現物に貼りつけるかのいずれかですが、規約案では出荷証明書のコピーと流通業者や畳店の帳簿記録(仕入れ・販売記録)で対応することとしています。
67	規約	・規約に違反した場合、どのような罰則があるのか。(3件) ・罰則者を公表することにすれば、抑止力が働くと思うがいかがか。	・現在検討中の規約案では、規約第18条で違反に関する調査に協力しない場合は10万円以下の違約金又は除名処分、19条で警告に従わない場合は100万円以下の違約金又は除名処分及び消費者庁等に必要な措置を求めることができると規定しています。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
68	規約	・協議会非加盟者が虚偽の表示を行った際には罰則はないのか。	・非加入者が景品表示法による虚偽表示を行っていることが明らかになった場合は、処罰されることになると考えます。
69	規約	・違反をした際、罰則として5年入れないのは(事業主や記載した担当者等の)個人か(その個人の所属する)法人のどちらか。	・協議会への加入は法人(事業所単位)となると考えられます。よって、罰則の適用も管理責任のある法人(事業所)となると考えております。
70	協議会	・協議会の加盟者の入会費、会費はどの程度の見込みか。(4件) ・入会しやすい会費にして欲しい。	・公正取引協議会の立ち上げ・運営に必要な予算は、生産・輸入、流通、販売で均等に負担することとしていますが、会費については、参加人数と会費水準の両面から委員会で検討中であり、決まり次第提示します。
71	協議会	・公正取引協議会への加入率はどの程度を見込めるか。(3件(ID100を含む)) ・公正競争規約が成立するために必要な加入率はどの程度か。(2件)	・公正競争規約の認定の要件に参加率の基準はないが、業界としてできるだけ参加率を高めていきたいと考えています。なお、畳店として60%以上の参加を目指しています。
72	協議会	・工務店、ホームセンター等の特別な免許を持ってないものでも協議会に加盟できるのか。 ・協議会への加盟にあたって必要な資格はあるか。	・公正取引協議会に加入するために特別な資格は必要ありません。誇大広告や不当表示をなくすためにも、関係者が広く加入できることが重要です。
73	協議会	・不動産取扱の資格も畳製作技能士の資格も同じ国家資格なので、公正取引協議会の会員は畳製作技能士の資格を要件とすべきではないか。	・不動産は宅建業法による資格がないと不動産の取引ができないが、畳店の場合は、技能士の資格がなくとも畳店となれることが相違点です。
74	協議会	・規約成立後の、規約の修正方法はどうか。	・規約成立に併せて設立する協議会で、会員の要望の受け付けや規約修正の検討を行っていくこととなります。
75	協議会	・消費者からの苦情は、会員→単組→全国の窓口の順で受けると聞いているが、個人で加入した畳店が受けた苦情を県の単組が受けるのは筋違い。	・組合の県単組が公正競争規約に関する苦情を受けるのではなく、公正取引協議会として苦情を受けます。協議会の中にも苦情相談を支援する専門部会を設けることとなります。
76	調査広報	・消費者アンケートのどのような表示があれば良いかとの問いに「畳の加工方法」の項目はないが、商品説明書には「畳の加工方法」の欄がある。消費者の意見は反映されているのか。	・消費者の多くは畳の縫着と圧着という加工方法の違いについてほとんど知らないと予想されたためアンケートへ入れてません。ただ、畳業界としては加工方法の表示は必要と考えられたため表示項目に追加致しました。
77	調査広報	・この資料はネットで出ているか。説明するなら紙を配布して欲しい。事前に。	・一部インターネット等で公開致しましたが、ご案内が徹底せず申し訳ありませんでした。今後につきましては、ネットでの公開に加え、希望者には実費をご負担のうえ紙の資料の配付もできるようにすることを検討します。
78	調査広報	・いぐさも早刈りと遅刈りでも質が違い、消費者にどう説明したらいいのか。	・規約は、主に表示内容を保証するものであり、畳表の品質を保証するものではありませんので、規約でカバーする対象外にあたります。
80	調査広報	・規約は畳業界を挙げた制度になるということだが、規約に関する情報が全日畳の組合員外にもきちんと伝わるのか。	・規約に関する情報は連絡会(規約成立後は協議会)が発信致します。組合員かどうかに関係なく正しい情報共有に向け、取引のある材料商や副資材商社など全ての協議会関係団体等が、発信者として情報伝達出来るように理解を深めてもらうための啓発をしていきたいと考えています。また、適切な情報を得るためにも、是非連絡会にご入会ください。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
81	調査広報	・公正マークの使用や協議会への加入が義務でなければ、指導を受けることもないのか。協議会に加入しないデメリットは、公正マークを使えないということだけか。	・公正競争規約に入らなければ、公正競争規約のルールは適用されませんが、協議会非加入者であっても、消費者に対し誤認混同を与えるような表示を行った場合は、景品表示法に基づく措置が採られることとなります。 ・公正規約は消費者庁、公正取引委員会に申請し認められるものであり、この規約に基づき表示を行っていただければ、これらから指導を受けることはありません。また、公正マークを表示していることは、適正な表示をしていることをアピールするものでもあります。 ・消費者の選択に資するため、業界としてのルールの整備が必要であることをご理解のうえ、協議会へのご加入のご検討いただければと思います。
82	調査広報	・工務店、ホームセンター等へはどのように周知するのか。(2件)	・工務店、ハウスメーカー等への周知は、規約の内容が固まった上で協議会が行うこととなりますが、これからの検討事項です。
83	調査広報	・質問事項に対する回答はあるのか。	・全国ブロック会議での質問や意見は、各委員会で検討し、その結果は、全量振ホームページや全日量ホームページなどを通じて回答します。
84	調査広報	・規約の制度、ルールがどうなっているかでなく、いかに量業界が良くなるか、いかに消費者に良い量を提供するかという観点から答えて欲しい。	・本規約では、公正な取引(や公正な表示、公正な競争)を担保することを目的としております。不当な表示がなくなるので、消費者の適正な商品選択に資することとなります。
85	調査広報	・本規約の検討が始まった経緯について(2件)	・5年ほど前、中国産が国産として流通した産地偽装問題を受け、熊本八代からの提案に他の団体も賛同したことがきっかけになりました。 ・また、量の表示等に関するクレームが量店に寄せられていたこともあり、量店側としても業界としてのルール作りが必要という認識があり検討が始まりました。
86	規約_全日量	・商品説明書の用紙の発行は全日量が窓口になるのか。	・商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の発行は量を製造・販売する事業者のみとなっています。証紙、納入仕様書の用紙の発行に関しては未だ協議されていませんので、今後の検討課題です。 ・全日量としての方針案は全日量内で検討中です。
87	規約_全日量	・全日量の会員は、自動的に公正競争規約の会員になるのか。	公正取引協議会は、この規約に個別に参加する者及び構成団体に所属し、かつこの規約に参加する意志を表明した者をもって構成することとしています。 全日量としての方針案は全日量内で検討中です。
88	規約_全日量	・全日量では、品質管理資格を持っていないと証紙を添付できないと聞いているが、本協議会の証紙も同じか。	全日量では品質管理責任者でないと証紙は貼れませんが、規約発効に合わせて全日量としての無資格者への対応を検討します。
89	規約_全日量	・全日量の組合員の場合の、全日量の証紙と協議会の証紙や表示の一体化に関する質問や要望。(4件)	全日量では当初より証紙を一本化する方向で意見集約いたしました。現在も方向性は変わりませんが、検討中です。 ただし、慎重な検討、議論が必要です。
90	協議会_全日量	・全日量の非組合員の量店への証紙配布方法はどのようになるのか。	全日量会員、非会員ということではなく、証紙は協議会会員が取り組むことになるが、具体的な配布方法については今後検討することになる。
91	協議会_全日量	・全日量の非組合員の量店は協議会に参加できないのか。	個々に参加を申し込む必要がありますが、参加可能です。